

より有効で使いやすい制度に

～ 種苗法改正案 ～

農林水産委員会調査室 もとしま ゆうぞう
本島 裕三

1. はじめに

種苗法は優れた植物の新品種の育成の振興のため、品種の登録制度を設け、登録を受けた品種の育成者に、その業として利用を専有する権利(育成者権)を付与する法律である。

これまで、品種の育成(育種)と栽培技術の改良が国内で営々と続けられてきた結果、我が国で生産される農産物の品質は国内外で高い評価を受けている。生産コストの面で輸入農産物に勝ることが難しい我が国の農業にとって、育種は発展の基礎とも言えよう。

近年、育成者権は知的財産権の一つとして定着し、登録品種は年々増加するとともに、新品種の出願・登録の状況も活況を呈している¹。

しかしながら、育成者権者に無断で種苗が海外に持ち出され、それを使った収穫物が我が国に輸入されるなど、育成者権が侵害される事例が相次ぎ発生している。また、こうした侵害事例を発見しても、侵害の排除や裁判などにおける様々な制約から育成者権者の損害の回復までには至らず、また罰則も軽いため、侵害行為の予防、抑制が働かない等の問題点が指摘されている。そこで、本稿では、育成者権の一層の保護強化のために、今国会に提出されることとなった種苗法改正案の概要について紹介したい。

育成者権の侵害事例

育成者権者に無断で種苗が海外に持ち出され、収穫物が我が国に輸入された事例

植物名	品種名	権利者	概要
インゲン豆	雪手亡	北海道	中国に種苗が無断で持ち出され、その収穫物が日本に輸入されていた。
小豆	きたのおとめ	北海道	中国に種苗が無断で持ち出され、その収穫物が我が国に輸入されていた。
いちご	とちおとめ	栃木県	韓国に種苗が無断で持ち出され、その収穫物が我が国に輸入、販売されていた。
いぐさ	ひのみどり	熊本県	中国に種苗が無断で持ち出され、現地で加工品(畳表)が生産されていた。熊本県が、関税定率法に基づき、輸入差止めを申立てをした。
おうとう	紅秀峰	山形県	オーストラリアに種苗が無断で持ち出されていた。山形県が豪州で果実の生産・販売を営む者等を刑事告訴した。
カーネーション	ヒリピンパー等	種苗会社	中国に種苗が無断で持ち出され、その収穫物が日本に輸入されていた。

(出所) 農林水産省資料

2. 提案に至る経緯

政府は「我が国産業の国際競争力を強化し、経済を活性化していくためには、研究活動や創造活動の成果を知的財産として戦略的に保護・活用していくことが重要である」として平成14年に「知的財産戦略大綱」をまとめ、同年「知的財産基本法」を制定した。

この基本法の下で「育成者権」も「特許権」などの「知的財産権」の一つとして位置付けられ、平成17年の改正で育成者権が及ぶ範囲を加工品まで拡大し、さらに税関等での種苗の違法な輸出入に対する水際での取締りの強化を図るなど、育成者権の保護強化を図ってきたところである。このように近年は育成者権の利用価値が高まり、権利の保護策も強化されたこと、ゲノム研究を活用した種々の有用な品種開発が成功したこと等から、国際的な品種開発競争も激しくなっている。

特に最近問題として浮上してきた点は、権利侵害を受けても、実際に法的な対抗措置を講じるという人が少ないことが調査結果²から判明した点である。

我が国の全育成者権者2,055件に対して、アンケート調査を行った結果(回答約26%)の中で、約3割以上が権利侵害³を受けた経験を持つことが判明した。また、その権利侵害を受けた場所は、大部分が国内であるが、約4分の1は国内と海外の両方、あるいは海外ということであり、海外においても、育成者権の侵害事例が発生している。また、権利侵害された経験を持つと回答した者のうち、何らかの対抗措置を講じたとの回答は60%であり、残り40%は何もしないと回答している。さらに、対抗措置の内容は、対面交渉29%、警告書の送付40%であり、民事・刑事訴訟にまで至っていたのは、わずかに8%という結果であった。

そこで、農林水産省は、昨年6月2日、農林水産省知的財産戦略本部において「農林水産省における知的財産戦略の対応方向」を決定し、年内を目途に新品種の保護・活用に関する総合戦略を策定することとした。

また、世界最先端の知的財産立国を目指し、知的財産の創造、保護、活用を推進するために、昨年6月8日に内閣知的財産戦略本部が決定した「知的財産推進計画2006」においても植物新品種の保護の強化等の項目が盛り込まれた。具体的には品種保護制度をより使いやすくするため、育成者権の侵害に係る懲役刑の上限を10年とすることについて検討し、必要に応じ制度を整備すること等が検討事項とされた。

農林水産省はこのような経緯を踏まえ、「植物の新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会」(座長：渋谷達紀早稲田大学法学部教授)を省内に設置し、(1)育成者権の取得促進、(2)育成者権侵害対策の強化、(3)育成者権侵害対策の積極的活用、(4)海外における権利取得及び権利行使に向けた支援を重点課題として掲げ、今後、そのために必要と考えられる施策を昨年12月、「植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する総合戦略」として取りまとめた。

これを受け、農林水産省は、育成者の権利侵害に対してより有効で使いやすい制度とするために、侵害行為を抑止する罰則の引上げ、権利侵害に対する訴訟上の救済円滑化、虚偽の品種登録表示の禁止等の措置を講ずることを内容とする「種苗法改正案」を今国会に提出するに至った。以下、本改正案の概要と課題を述べることとする。

3. 法律案の概要

(1) 権利侵害に対する訴訟上の救済を円滑化

種苗法においても、特許法等の知的財産権法にならって、権利侵害に対する訴訟上の救済を円滑化するための規定を整備することとしている。

現行制度でも、育成者権者は権利侵害に対して、(1) 侵害の停止・予防、侵害物等の廃棄を請求することができる「差止請求」、(2) 侵害により生じた損害について金銭による賠償を請求する「損害賠償の請求」、(3) 業務上の信用を回復するため謝罪広告の掲載等を求めることができる「信用回復の措置の請求」を起こすことが可能である。

この規定により育成者権者が民事訴訟を起こし、損害賠償を請求する段階では、育成者権者は、侵害行為の存在、侵害者の故意又は過失、侵害行為による損害額それぞれの主張・立証が必要となる⁴。しかしながら、農産物の場合、流通・消費の流れが早く、侵害物品の存在を確認することが難しいという実情から、損害を受けた金額の算定が非常に困難であった。そのため、簡便な方法として、侵害物品の譲渡数量に正規品の単位当たり利益の額を乗じた額を損害額とすることができることとすること、また、訴訟を起こす育成者権者たる原告だけでは、侵害の事実を証明することが難しいことから、侵害の事実を否認する被告は、自己の行為について説明することを義務化するという規定を設けること、その他、当事者による鑑定人への説明、裁判所による相当な損害額の認定、営業秘密についての秘密保持命令等の規定を整備することとしている。

(2) 罰則の引上げ

次に特許法等、他の知的財産権法にならって、権利侵害に対する罰則並びに詐欺行為で品種登録を受けた者に対する罰則について引上げを行うとともに、新たに設けられる秘密保持命令への違反に対する罰則の規定を設けることとしている。

主な知的財産権に関する法律の権利侵害に対する罰則について

法律名		種苗法	特許法	商標法	意匠法	著作権法	
権利の対象		植物新品種	発明	マーク	デザイン	著作物	
罰則	懲役	3年以下	10年以下	10年以下	10年以下	10年以下	
	罰金	個人	300万円以下	1000万円以下	1000万円以下	1000万円以下	1000万円以下
		法人	1億円以下	3億円以下	3億円以下	3億円以下	3億円以下
	併科刑の有無		無	有	有	有	有
施行日		平成15年7月8日 第156回常会で引上げ	平成19年1月1日 第164回常会で引上げ			平成19年7月1日 第165回臨時会で引上げ	

(出所) 農林水産省資料

(3) 表示の適正化等

以上のほかにも、意図せぬ権利侵害を防ぐための制度の普及啓発、適正な契約の定着促進の観点から、種苗における表示の適正化に関する規定を整備することとしている。

現在、種苗法において登録品種の種苗を譲渡する場合には、当該登録品種の名称の使用を義務付けているものの、その種苗が登録品種である旨の表示に関する規定はない。一方、登録期間の終了などにより、現に品種登録がされていない品種について、品種登録を受けているかのような虚偽の表示や、紛らわしい表示がなされて販売される例が散見される。

こうしたことから、登録品種でない種苗について、登録品種である旨の表示又はこれと紛らわしい表示をすることの禁止規定を新設し、違反した場合の罰則も設けている。また、これに関連して登録品種の種苗を業として譲渡する者は、当該種苗に登録品種である旨の表示を付すよう努めなくてはならないこと、登録品種の名称について、利害関係人の申立てにより、変更を命ずることができる旨の規定を設けることとしている。

4. むすび

松岡農林水産大臣は、「平成 19 年度農林水産予算の説明」において、我が国で生産される農林水産物・食品の輸出促進を図るため、高品質な農林水産物の安定的な供給の基礎となる施設の整備や日本食・日本食材の戦略的広報活動など、関連施策を幅広く活用した支援策を実施すると述べている。また、農林水産業の革新的な技術の開発と普及を推進し、これらの「技術」を農林水産業の発展に結びつけるため、知的財産の創造・保護・活用等により新たな需要を創造し、新産業分野を開拓するための機能性食品及び新素材の開発やその実用化のためのシステムづくりを支援すると述べた⁵。

そもそも、我が国の国土はそれほど広くなく、しかも急峻な地形が多いため、農業生産においては、経営規模の拡大による低コスト化は大きな制約を受けている。そのため、輸入農産物との単純な価格競争に陥ることは避けなければならない。我が国の農業が発展するには、より高品質な農産物を生産し、付加価値を高めていくことが必要であり、農林水産分野における知的財産である植物新品種は、我が国農業の振興と農産物の輸出・輸入の両面で国際競争力の強化を図るために重要な位置を占めるものと思われる。今後とも、植物の新品種を知的財産権として国内外で権利化し、積極的な活用を図っていくことが、喫緊の課題である。

¹ 平成 17 年度は、出願件数が 1,385 件、登録 1,110 件ということで、年々増加、内容的には草花や観賞樹といったものが 7 割以上を占めている。

² 農林水産先端技術産業振興センターが平成 18 年 2 月に実施。

³ 権利侵害にはその疑いも含む。

⁴ 差止請求権を行使する場合は、権利者において侵害行為等の存在を立証すれば足り、侵害者の故意、過失まで立証する必要はない。

⁵ 第 166 回国会参議院農林水産委員会会議録第 3 号 1 頁（平 19.3.20）